

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費

事業名 高齢者住宅整備資金貸付金債務者管理事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係 電話番号：058-272-1111(内 2595)

E-mail：c11215@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 924 千円 (前年度予算額：924 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一 般 財 源
前年度	924	0	0	0	0	0	0	0	924
要求額	924	0	0	0	0	0	0	0	924
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

昭和49年度に貸付を開始し、平成14年度をもって廃止した「高齢者住宅整備資金貸付金」については、現在債務者管理事務のみを実施している。

当該債務者管理事務が対象とする債務者は、元利および利子の債務者のほか元利および利子を完済し支払遅延に係る延滞金の債務者が存在するが、前者の債務者からの回収を優先して事務を進めてきた。

このため、延滞金のみ債務が残っている債務者に関しては、当初の借主が死亡等により現在の債務者と異なっている場合が存在する。

しかしながら、現時点においても元利の債務が残る債務者も存在し、延滞金のみ債務者の管理も含めると、職員のみでは困難な状況にあり、法律事務所等外部の専門家に委託し、債務者調査等を実施する必要がある。

(2) 委託事業内容

ア 当初の借主及び保証人の状況確認

当初の借主及び保証人の現住所を住民基本台帳謄本の交付等により調査し確認する。併せて当初の借主及び保証人が生存しているか否かも調査し確認する。

イ 当初の借主及び保証人が死亡の場合の現債務者等の状況確認

当初の借主及び保証人が死亡している場合は、相続関係を戸籍謄本の交付等により調査し、現債務者等の氏名および住所の確認を行う。

ウ 返済催促業務

住所が判明した借主及び保証人に対し、返済催促業務を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

(1) 委託単価

内 容	積 算	金額(円)	備 考
債務者等調査			
人件費	8,000 円×1 時間	8,000	県予算単価(企業)を準用
手数料	戸籍謄本 450 円/通 改正原戸籍 750 円/通	1,200	岐阜市料金を使用
役務費等		800	郵送料、通信費、消耗品等
諸費		1,000	消費税 10%
計		11,000	
返済催促業務			
内容証明郵便	20,000 円×1 件	20,000	「市民のための弁護士報酬の目安 (日本弁護士会連合会)」より
諸費		2,000	消費税 10%
計		22,000	

(2) 委託経費

債務者等調査

$11,000 \text{ 円} \times 24 \text{ 件 (未調査債務者 8 人 + 保証人 16 人)} \times 1.5 \text{ (死亡時相続人調査)} = 396,000 \text{ 円}$

返済催促業務

$22,000 \text{ 円} \times 24 \text{ 件 (債務者 8 人 + 保証人 16 人)} = 528,000 \text{ 円}$

計 924,000 円

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

平成 29 年 6 月 9 日に公布された改正地方自治法では、都道府県知事に対し、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等が令和 2 年 4 月 1 日から義務付けられている。

(2) 国・他県の状況

改正地方自治法が令和 2 年 4 月 1 日から施行されている。

(3) 後年度の財政負担

現債務者に対する債権回収業務の委託を検討する。

(4) 事業主体及びその妥当性

実施主体：県

財務に関する事務の適正化に備え、当該貸付金にかかる債権債務を整理する必要がある。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
高齢者住宅整備資金貸付金に関する県と借主との債権債務を明らかにする。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

定量的な指標の設定は困難。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	複雑かつ困難を極める私債権の回収業務については、法律事務所等の専門家による整理回収を行う必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 現在の回収業務の対象となっている債務者、明らかになった延滞金のみの債務者に対する債権回収の業務量に対して、担当職員が不足している。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 債務者管理業務が終了した段階で、債権回収業務の委託を検討する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】